

平成25年労第218号 併合
平成25年労第219号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行った、請求人A（以下「請求人A」という。）に対する葬祭料及び請求人B（以下「請求人B」という。請求人A及び請求人Bを併せて以下「請求人兩名」という。）に対する遺族補償給付をいずれも支給しない旨の各処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人Aの亡弟であり、請求人Bの亡子であるC（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にDに本社を置く会社E（以下「会社」という。）に雇用され、F県G市所在の会社Y店（以下「事業場」という。）において、仕込み、調理、接客及び配送業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、午後9時54分頃から事業場において勤務していたところ、翌〇日午前5時頃厨房付近に仰向けで倒れているところを来店した客に発見された。救急車が到着した際には既に心肺停止状態であり、搬送されたH病院において死亡が確認された。検案により直接死因は「脳幹部出血」（以下「本件疾病」という。）とされた。

請求人兩名は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に請求人Aは葬祭料を、請求人B内は遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の各処分をした。

請求人兩名は、これらの各処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以

下「審査官」という。)にそれぞれ審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれらをいずれも棄却したので、請求人兩名は、さらに、この決定を不服として、各々が再審査請求に及んだものである。

なお、当審査会は、これらの再審査請求については併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合したものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会としても、被災者の本件疾病は、後述の認定基準に掲げられた対象疾病のうち、「脳内出血(脳出血)」に該当し、平成〇年〇月〇日午前5時頃に発症したものと判断する。

(2) 脳血管疾患等に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者が発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 請求人らは、被災者は、発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に

従事した旨主張しているので、以下、検討する。

ア 請求人らは、不規則な勤務体制が被災者の身体的な負担となっていた旨主張しているが、被災者は、スタッフの希望を踏まえ予め月2回作成されるシフト表により勤務しており、発症前1週間は休日を3日付与されていたことから、請求人らの主張は認められない。

イ 請求人らは、冷房の店内と高温多湿の厨房を行き来することが被災者の身体的な負担となっていた旨主張しているが、そのような激しい温度差があったとは認められない。

ウ 請求人らは、被災者は休憩をとれず疲労を回復できなかった旨主張しているが、被災者が全く休憩をとれなかったものと仮定して算出した発症前1週間の総労働時間数は、32時間17分であり、週40時間にも満たず、また、休日を3日付与されていたことから、請求人らの主張は認められない。

エ 請求人らは、被災者が転職を決意していたが事業場に退職を申し出ることが精神的な負担となっていた旨主張しているが、雇用契約書には被雇用者の勤務を拘束しない旨が明記されていることから、請求人らの主張は認められない。

以上により、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

(5) 請求人らは、被災者は、発症前おおむね6か月間において、特に過重な業務に従事した旨主張しているので、以下、検討する。

ア 請求人らは、長時間労働、休日や休憩の不付与、始業時刻が不規則な勤務体制によって、被災者は疲労を回復できなかった旨主張しているが、被災者は予め作成されるシフト表により勤務しており、被災者が全く休憩をとれなかったものと仮定して算出した発症前6か月間における時間外労働時間数は、発症前1か月間は2時間51分、同2か月間から6か月間の月平均時間外労働時間数の最大は発症前4か月間の29時間54分であり、過重な労働に従事したとは判断できず、請求人らの主張は認められない。

イ 請求人らは、被災者の勤務中の暑熱と寒冷が身体的な負担となっていた旨主張しているが、そのような激しい温度差があったとは認められない。

ウ 請求人らは、被災者が1人で接客、調理等を行っていたことが精神的緊張を伴う業務であった旨主張しているが、被災者と同様の業務に従事していた元

同僚の I は、「私たちの業務は、K や高校生アルバイト全ての従業員がこなせるようにマニュアル化していますので、特に精神的緊張を伴う業務ではありません。」と述べていることから見ても、精神的な緊張を強いる業務であるとは判断できず、請求人らの主張は認められない。

以上の理由の詳細は各請求人に対する決定書理由第 2 の 2 の (2) のエに説示のとおりであり、被災者が発症前おおむね 6 か月間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

- (6) 請求人らは、被災者に業務以外の危険因子は存在しない旨主張しているが、被災者は、平成〇年〇月〇日受診の健康診断において、血圧値 2 0 2 / 1 2 0 mmHg (身長 1 8 0 . 7 cm、体重 1 1 5 . 6 kg) により高血圧、要治療の判定を受けていることが認められる。J 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「脳幹部出血患者を統計的に調査すると、その患者の 9 0 % は高血圧症患者であるとされている」と述べていることから見て、被災者には重篤な既応症状があったと認められるものであり、請求人らの業務以外の危険因子は存在しない旨の主張は認められない。

以上のことから、被災者に発症した本件疾病は、その発症前において、異常な出来事、短期間の過重業務及び長期間の過重業務のいずれも認められないことから、業務に起因するものと認めることができず、被災者の死亡もまた業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 したがって、監督署長が請求人大岩に対してした葬祭料及び請求人宮之内に対してした遺族補償給付をそれぞれ支給しない旨の各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。